

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 30 年度
計画主体	宮田村

宮田村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 宮田村建設課耕地林務係
所在地 : 上伊那郡宮田村 98 番地
電話番号 : 0265-85-5863
FAX 番号 : 0265-85-4725
メールアドレス : rinmu@vill.miyada.nagano.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・サル・ニホンジカ・ハクビシン・カラス・ムクドリ
計画期間	平成 30 年度～平成 32 年度
対象地域	宮田村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 28 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
イノシシ	野菜	3.4	7.9
	いも類	2.1	2.8
	計	5.5	10.7
サル	麦類	0.2	0.8
	野菜	4.6	58.2
	計	4.8	59.0
ニホンジカ	麦類	0.3	1.2
	野菜	0.48	0.6
	計	0.78	1.8
ハクビシン	果樹（りんご 等）	0.28	9.7
	計	0.28	9.7
カラス	豆類（大豆 等）	0.95	25
	果樹（りんご 等）	4.9	85.2
	計	5.85	110.2
ムクドリ	果樹（りんご 等）	3.1	52.2
	計	3.1	52.2
合計	野菜	8.48	66.7
	いも類	2.1	2.8
	麦類	0.5	2.0
	豆類（大豆 等）	0.95	25
	果樹（りんご 等）	8.28	147.1
	計	20.31	243.6

(2) 被害の傾向

イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生時期：播種期～収穫期 被害発生場所：北割区・南割区・新田区等 傾向：被害地域及び被害額ともに増加傾向
サル	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生時期：播種期～収穫期 被害発生場所：北割区・南割区・新田区等 傾向：被害地域及び被害額ともに増加傾向
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生時期：播種期～収穫期 被害発生場所：北割区・南割区・新田区等 傾向：被害地域及び被害額ともに横ばい傾向
ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生時期：播種期～収穫期 被害発生場所：北割区・南割区・新田区・大田切区等 傾向：被害地域及び被害額ともに増加傾向
カラス	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生時期：播種期～収穫期 被害発生場所：町3区・新田区・大田切・中越区等 傾向：果樹団地を中心に被害地域及び被害額ともに増加傾向
ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> 被害発生時期：播種期～収穫期 被害発生場所：町3区・新田区・大田切・中越区等 傾向：果樹団地を中心に被害地域及び被害額ともに増加傾向

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成32年度）	
	被害面積（ha）	被害金額（万円）	被害面積（ha）	被害金額（万円）
イノシシ	5.5	10.7	4.4	8.6
サル	4.8	59.0	3.8	47.2
ニホンジカ	0.78	1.8	0.6	1.4
ハクビシン	0.28	9.7	0.2	7.8
カラス	5.85	110.2	4.7	88.2
ムクドリ	3.1	52.2	2.5	53.0
計	20.31	243.6	16.2	206.2

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	捕獲体制整備	宮田村猟友会が宮田村有害鳥獣駆除推進協議会の駆除対策活動を担い、依頼に基づいて銃器・捕獲檻等による捕獲を実施。 〔村の支援対策〕 ・協議会を通じて駆除対策費支援	捕獲檻設置及び捕獲獣処理に係る従事者の負担が増加している。 また、猟友会員の高齢化等による従事者の減少が懸念されており、新規猟友会会員の確保が課題となっている。
	捕獲機材導入	捕獲機導入を実施。 〔H27～29 導入実績〕 ・くくり罠 51 ・箱罠 小6、中3、大1 ・カラス檻 1	捕獲獣の処分に係る費用の負担や捕獲獣の処分（埋設）場所の確保が課題となっている。 また、捕獲機材等も不足している。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵設置等	防護柵の設置 H27～29 設置実績なし	電気防護柵を設置している地域では一定の効果がみられる。今後は、広域的に取り組むとともに、費用負担や管理体制の整備等が課題となっている。
その他		緩衝帯の整備 H27～29 整備実績なし	有害鳥獣の隠れ場所を少なくするため、森林整備と一体となって取り組む必要がある。
		研修会等の実施 〔H27～29 研修会実績〕 ・防止対策研修会（H29.8月） ・追い払い用火火の配布	鳥獣を近づけないため、放置された果樹や野菜屑等の残渣処理等の周知徹底を図る必要がある。

(5) 今後の取組方針

捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 従事者の育成確保（従事者の負担軽減）・ 機材整備による捕獲体制の軽減と強化・ 村内一斉駆除の実施・ 農林業関係者と連携した正確な被害把握に基づく効果的駆除の実施・ 協議会への補助・捕獲獣の処分（埋設）場所の確保・ 捕獲檻及び捕獲補助機器の購入
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none">・ 農林業の一体的な保護のため、横断的な電気柵設置の検討・ 地区営農組合単位による鳥獣被害防止策の検討・ 地域住民による懇談会の開催・ 被害が甚大な地域においては、被害地区（集落）全体を加工防護施設の設置を検討・ 防護施設の維持管理における体制の整備・ 防護施設の維持管理のための研修会の開催

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

農林業関係者は迅速かつ詳細な被害把握に努め、正確な被害状況を駆除従事者に提供することとする。村猟友会は、提供された情報をもとに迅速かつ効果的な捕獲体制を整え、捕獲活動等を実践する。

捕獲獣の処理は、村の農林業関係者、捕獲従事者との協力体制を整え、埋設等の対応において従事者の負担を軽減し、円滑な処理が実施できるように整備する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得者への補助 ・ 従事者確保育成研修会等への参加、捕獲檻・罠の増設 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所確保 ・ 情報収集及び出没情報マップの作成
平成 31 年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得者への補助 ・ 従事者確保育成研修会等への参加、捕獲檻・罠の増設 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所確保 ・ 情報収集及び出没情報マップの作成
平成 32 年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許取得者への補助 ・ 従事者確保育成研修会等への参加、捕獲檻・罠の増設 ・ 捕獲獣の処分（埋設）場所確保 ・ 情報収集及び出没情報マップの作成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
イノシシ	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮して行う。
サル	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮して加害個体を特定して行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲方法等の見直しを検討する。
ニホンジカ	長野県の特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況を考慮して行う。
ハクビシン	被害状況及び捕獲実績を考慮して設定を行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲数の見直しを検討する。
カラス	被害状況及び捕獲実績を考慮して設定を行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲数の見直しを検討する。
ムクドリ	被害状況及び捕獲実績を考慮して設定を行うこととする。被害に改善が見られない場合には捕獲数の見直しを検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
イノシシ	30 頭	30 頭	30 頭
サル	20 頭	20 頭	20 頭
ニホンジカ	20 頭	20 頭	20 頭
ハクビシン	20 頭	20 頭	20 頭
カラス	150 羽	150 羽	150 羽
ムクドリ	50 羽	50 羽	50 羽

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻やくくり罠等による捕獲を計画的に実施。（村内全域） ・猟友会による銃器での一斉捕獲を計画的に実施。（村内全域） <p>サル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻やくくり罠等による捕獲を計画的に実施。（村内全域） <p>ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻やくくり罠等による捕獲を計画的に実施。（村内全域） <p>ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻やくくり罠等による捕獲を計画的に実施。（村内全域） <p>カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻による捕獲を計画的に実施。（村内全域） ・猟友会による銃器での一斉捕獲を計画的に実施。（村内全域） <p>ムクドリ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による銃器での一斉捕獲を計画的に実施。（村内全域）

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>鳥獣被害を防止するため、ライフル銃による捕獲を必要とする。また、実施予定時期は通年とし、実施予定場所は村内全域とする。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン	〔電気防護柵〕 地区：設置地域 維持・補修	〔電気防護柵〕 地区：設置地域 維持・補修	〔電気防護柵〕 地区：設置地域 維持・補修

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の維持・管理 ・ 緩衝帯の整備 ・ 遊休農地の解消（共同草刈り作業） ・ 啓発活動 ・ 追払い活動
平成 31 年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の維持・管理 ・ 緩衝帯の整備 ・ 遊休農地の解消（共同草刈り作業） ・ 啓発活動 ・ 追払い活動
平成 32 年度	イノシシ サル ニホンジカ ハクビシン カラス ムクドリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵の維持・管理 ・ 緩衝帯の整備 ・ 遊休農地の解消（共同草刈り作業） ・ 啓発活動 ・ 追払い活動

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮田村	・ 情報収集、現地確認、住民への注意喚起、関係機関への連絡、捕獲同行
宮田村猟友会	・ 捕獲又は追払い行為の実施
上伊那地域振興局林務課	・ 指示及び関係機関への連絡
上伊那地域振興局農政課	・ 指示及び関係機関への連絡
駒ヶ根警察署	・ 現場での指示

(2) 緊急時の連絡体制

住民 → 宮田村役場 → 宮田村猟友会、上伊那地域振興局林務課・農政課、駒ヶ根警察署
--

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>鳥獣の処理に関する環境対策及び費用負担の軽減を図るため、村猟友会と農林業関係者とが連携し、捕獲現場での適正かつ効果的な埋設を実施するための体制整備を図る。</p> <p>現状は従事者による埋設又は企業への持ち込み処理、自家消費による処理をしているが、今後は村と農林業関係者の協力により埋設場所の確保を行うこととする。</p> <p>また、捕獲獣の有効利用についても積極的な検討を行うこととする。</p>
--

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

<p>捕獲した鳥獣の一部は地域資源として有効活用するため、食肉処理加工施設に持ち込み、適切に処理することとする。</p>
--

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	宮田村有害鳥獣駆除推進協議会
構成機関の名称	役割
宮田村農業委員会	・ 被害状況把握、遊休農地対策
宮田村	・ 緩衝帯整備、連絡調整、助成金交付、柵等防止対策、啓発活動、事務局
JA 上伊那	・ 連絡調整、作物被害対応指導、助成金交付、事務局
JA 生産部会	・ 負担金拠出、被害状況把握、柵等防止対策
宮田村営農組合	・ 被害状況把握、柵等防止対策、遊休農地対策
上伊那農業改良普及センター	・ 作物被害対策指導、啓発活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那鳥獣対策協議会	・ 広域的な被害対策の検討、実施
上伊那野生鳥獣被害対策チーム	・ 獣害防止技術の普及、広域情報等の提供 ・ 被害防止対策への支援、許可申請関係
上伊那地区野生長靴重保護 管理対策協議会	・ 獣肉の有効利用指導
信州大学農学部野生動物 対策センター	・ 獣害防止策に関する助言、指導、効果判定

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は、有害駆除の有資格者又は村職員をもって組織する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村猟友会の捕獲体制を維持強化するため、有害鳥獣駆除資格に関する費用の一部を補助する。

宮田村有害鳥獣駆除推進協議会の定期的な開催により状況把握と対策を検討する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生息環境管理

・ 里山の間伐等により緩衝帯を整備するとともに、遊休農地の解消と拡大防止に向けた取り組みを強化することで、害獣が住みにくい環境づくりを実施する。

広域連携対策

・ 被害防止施策の実施にあたっては、隣接市町村との連携を図り、必要により広域的な施策等を講じることで、より効果的な被害防止に努めることとする。

その他鳥獣被害対策

・ キツネ、タヌキ、その他鳥獣類についても被害は増加傾向にあることから、積極的に駆除及び防護対策を講じることで被害防止に努めていくこととする。